

古事記崩年干支についての疑念

Uncertainty due to the sexagenary-cycle year description used in *Kojiki*, an ancient book of Japanese history

小沢一雅 (大阪電気通信大学)

Kazumasa Ozawa

Osaka Electro-Communication University

あらまし 古事記・日本書紀における年代表記の基本は、60年周期の干支年である。日本書紀は編年体で記述されているため年代情報の欠損はないが、古事記は多くの天皇の崩御年（崩年）の干支年が欠落していることもあり、絶対年への換算が唯一にできないという問題がある。とくに、日本古代におけるキーパーソンである崇神天皇の崩年を、古事記は戊寅年としているが、これを絶対年に換算するに際して、318年説と258年説の2つの説がある。本稿では、両説ともに大きな矛盾をはらんでいることを明らかにする。

Summary In ancient books of Japanese history, the sexagenary-cycle year description (SYD) is used to date historical events. The oldest book *Kojiki* also presents some years of death of emperors using SYD. The tenth Emperor *Sujin* is the most important person who plays a key-role in clearing the mystery of ancient Japan in the late 3rd century. A problem is that since *Kojiki* is missing many SYD years of death of emperors, given *Sujin*'s SYD year can not automatically be converted to a unique year in terms of non-cyclic year description, e.g. a Christian year. Specifically his SYD year has sometimes been addressed either to 258 AD or to 318 AD, depending on opinions of historians or archaeologists. This paper presents a quantitative discussion on whether each of 258 AD and 318 AD is reasonable or not in the context of *Kojiki*.

キーワード：古事記、崇神天皇、崩年、数理的分析

Keywords: *Kojiki*, Emperor *Sujin*, Year of death, Quantitative analysis

1. はじめに

古事記では、崇神天皇の崩年を戊寅（つちのえ・とら）年とするしている。これが「正しい」記録であるという前提で、崇神天皇崩年を西暦換算で318年、あるいは258年とする見解が流布されてきた。近年、奈良県桜井市の箸墓古墳を卑弥呼の墓とする邪馬台国畿内説がマスコミを中心に喧伝されているが、この説は戊寅年=258年とする仮説を土台にして組み立てられている。一方の、戊寅年=318年説は、古代史・考古学の世界で長年にわたって定説的な見解として“市民権”をもちつづけている。これに依拠した学

説は、邪馬台国畿内説・九州説を問わず、枚挙にいとまがない。

崇神天皇の古事記崩年としての戊寅年に対して、ただ1つの西暦年が決まらず、このように多義性をもつのは、古事記における年代情報の記述が不完全なことに起因する。つまり、古事記では、多くの天皇について崩年（干支）の記述が欠落しているのである。完全な編年体をとっている日本書紀とくらべると大きな差異がある。

本稿では、古事記崩年干支に関する問題を数理的な視点からくわしく分析し、戊寅年＝318年説、および258年説ともに古事記の文脈上重大な矛盾をはらんでいることを明らかにする。

2. 古事記・日本書紀の天皇崩年干支

表1 古事記・日本書紀の天皇崩年一覧表 [1]

		古事記		日本書紀	
天皇諡号	代	崩年干支	西暦年	崩年干支	西暦年
神武天皇	1			丙子	BC585
綏靖天皇	2			壬子	BC549
安寧天皇	3			庚寅	BC511
懿徳天皇	4			甲子	BC477
孝昭天皇	5			戊子	BC393
孝安天皇	6			庚午	BC291
孝霊天皇	7			丙戌	BC215
孝元天皇	8			癸未	BC158
開化天皇	9			癸未	BC98
崇神天皇	10	戊寅	318	辛卯	BC30
垂仁天皇	11			庚午	70
景行天皇	12			庚午	130
成務天皇	13	乙卯	355	庚午	190
仲哀天皇	14	壬戌	362	庚辰	200
神功皇后				己丑	269
応神天皇	15	甲午	394	庚午	310
仁徳天皇	16	丁卯	427	己亥	399
履中天皇	17	壬申	432	乙巳	405
反正天皇	18	丁丑	437	庚戌	410
允恭天皇	19	甲午	454	癸巳	453
安康天皇	20			丙申	456
雄略天皇	21	己巳	489	己未	479
清寧天皇	22			甲子	484
顕宗天皇	23			丁卯	487
仁賢天皇	24			戊寅	498
武烈天皇	25			丙戌	506
繼体天皇	26	丁未	527	辛亥	531
安閑天皇	27	乙卯	535	乙卯	535
宣化天皇	28			己未	539
欽明天皇	29			辛卯	571
敏達天皇	30	甲辰	584	乙巳	585
用明天皇	31	丁未	587	丁未	587
崇峻天皇	32	壬子	592	壬子	592
推古天皇	33	戊子	628	戊子	628

古事記は神武天皇から推古天皇までの33代、日本書紀は持統天皇までの41代の天皇について記載している。日本書紀は、先行する史書である『漢書』などの体裁にならって編年体で書かれている。つまり、天皇の即位年を起点として、在位中の事蹟を年代順に整然と記載していく記述形式である。一方の古事記は、編年体をとっていない上に、年代情報の記述そのものが不完全であって、崩年が記載されていない天皇も多い。

表1は、記紀それぞれに記載されている推古天皇までの天皇崩年の一覧表である。

同表に記入されている西暦年は干支年から

の換算であるが、日本書紀については干支年から一義的に西暦年が導かれるが、古事記の場合は上述のように、多義性をもっている。表1の古事記崩年干支に対応する西暦年の数値は、これまで“定説”的に採用されてきた換算例であるが、これを一括して導いたのは、筆者の知るかぎり、末松保和氏であって、昭和初期の頃であった[2]。末松氏の手続きは、つぎのようなものであった。

推古天皇崩年の西暦年は、628年であって日本書紀とも一致する。そこで、これを正しい起点として、そこから古事記崩年干支が記載されている天皇について順次遡上し、1運(60年)以内に対応する西暦年をあてはめていったのである。たとえば、継体天皇(丁未年=527年)のつぎは雄略天皇(己巳年)であるが、己巳年を継体天皇の丁未年から60年以内で算定すれば、38年前になる。これをもとに、雄略天皇の西暦崩年を、

$$527年 - 38年 = 489年$$

と算定するわけである。つまり、両者の途中にある清寧・顕宗・仁賢・武烈という4天皇を無視する。末松氏は、このように崩年干支の記載のない天皇を無視する理由についてくわしくは述べていない。推測であるが、実在性を認めていないのかもしれない。

定説的に採用されてきた崇神天皇崩年318年とは、推古天皇からこのように順次算定されて到達した成務天皇崩年355年から、同じ手続きで得られる最後の結果なのである。

末松氏の西暦年換算法を、ここでは末松換算とよぶことにする。末松換算から導かれた崇神崩年318年説とは、たとえば仲哀天皇や成務天皇の実在を想定しないかぎり成立しえないものであることがわかる。逆に、318年説に立ちながら、仲哀天皇や成務天皇の非実在を説くことがあるとすれば、自己矛盾のきわみということになる。

3. 崇神天皇崩年の意味するもの

崇神紀には、有名な三輪山伝承が記載されている。その中で、崇神天皇の在位中に、祖父の姉にあたる倭迹迹日百襲姫(ヤマトトトヒモソヒメ)を葬る大市墓(箸墓古墳)を築造した、という記事が重視されてきた。その理由は、箸墓古墳が(1)女性墓であるとする伝承であること、および(2)崇神天皇の在位中の築造とされていることである。

この背景には、箸墓古墳を最古級の前方後円墳とみなす考古学的な年代観がある。すなわち、前方後円墳の時代、つまり古墳時代が、箸墓古墳の築造を嚆矢としてはじまったと考える年代観である。

魏志倭人伝からは、邪馬台国の卑弥呼が魏に遣使したのは239年、卑弥呼が没したのは248年頃という年代が確定している。

崇神天皇の古事記崩年・戊寅年は、末松換算によれば318年となるが、卑弥呼の没年にかかなり近い年代である。一方の258年説をとれば、卑弥呼の没年にさらに近接した年代となる。箸墓古墳と卑弥呼を、まさに間接あるいは直接に関連づけうる年代になるわけで、そうした“想い”が崇神紀の伝承を重視する根底にあるとおもわれる。

以下では、崇神崩年の戊寅年=258年説と、318年説について、古事記の文脈上か

ら読みとれる数理的な疑念について考察する。

4. 崇神崩年258年説と318年説がはらむ問題点

258年説 —笠井新也氏の説—

近年、箸墓古墳が卑弥呼の墓だという、笠井新也氏が大正時代に唱えた畿内説[3]が一部で再評価されている。笠井氏は、魏志倭人伝の文献学的検討、および大和地方の遺跡に関する考古学的知見を総合して、畿内説をみちびいた。畿内説となれば、卑弥呼の墓は当然奈良につくられたことになる。笠井氏は、箸墓古墳こそそれだと主張したのである。

魏志倭人伝には、卑弥呼が死んだあと「大いに冢(つか)を作る 径百余歩 徇葬する者 奴婢百余人」とある。箸墓古墳の後円部の直径は、筆者の計測によれば16.1mである。1歩を適当なメートルに設定すれば、笠井氏が主張するように、「径百余歩」という記述と大きな矛盾はきたさない。ただし、倭人伝の「径百余歩」という描写からごくすなおにイメージされる墳墓の形状は、あきらかに円形であって、「前方後円形」ではないことは、笠井説の難点の1つであろう。また、1歩の長さを適当に解釈すれば、後円部だけをみて「径百余歩」になる前方後円墳は、箸墓以外にも奈良にはたくさんある。これらの中から箸墓古墳一基にしぼりこむには、さらにもうひとつの論拠が必要になる。

私見だが、この「もうひとつの論拠」こそ、じつは笠井説の真の核心であり、着想のそもその原点ではないかと推測している。笠井氏は、崇神天皇崩年・戊寅年=258年とした。卑弥呼が没したのは248頃である。崇神天皇が258年に没したとすれば、卑弥呼の死は、まさに崇神天皇の在位中か、即位直前の出来事になる。

崇神紀が伝える、神がかりで大規模な箸墓築造の物語は、まさに卑弥呼の墓の築造にふさわしい。笠井氏はそう考えて、卑弥呼=倭迹迹日百襲姫という等式を着想した。わたしはそう推測している。卑弥呼が「鬼道を事とし、能く衆を惑わす」と魏志倭人伝が伝えていることと、崇神紀にある倭迹迹日百襲姫の呪的な伝承との対比などについて、氏はいろいろ言を重ねている。が、笠井説の根元は、なんといっても崇神天皇の古事記崩年干支・戊寅年を258年と解釈した一点につきるとおもう。年代という数値が、笠井説の成立に決定的な役割をはたしているのは、まずまちがいない。

それでは、この年代観は妥当といえるであろうか。検証をおこなうことにしよう。

検証の方法であるが、258年は古事記にある崩年干支を根拠としている点を重視した方法でなければならないだろう。つまり、古事記崩年干支という世界の中で、戊寅年=258年という仮説の妥当性を検証するのである。すなわち、表1の成務天皇崩年355年を基準とした検証をおこなう。

いま、ここに問題がある。成務天皇の実在性である。井上光貞氏は、成務天皇の実在をみとめていない[4]。ただし、井上氏の見解は、成務天皇を別系統の人物におき替えるということであって、皇統からただ削除するという、単純消去法ではない。したがって、その代替者の没年を想定して検証すればよいことになり、これから行う検証の有効性にまった

く影響しない。

そこで、成務天皇崩年355年を定点としよう。記紀が伝える皇統は、崇神、垂仁、景行、成務の順である。古事記は、表1にあるように、垂仁天皇と景行天皇の崩年干支を記載していないが、崇神天皇の崩年がわかれば、垂仁・景行・成務三天皇の三代にわたる在位年数は計算できることになる。

笠井氏は、崇神天皇の崩年を258年としたわけだ。そうすると、

$$355年 - 258年 = 97年$$

であるから、垂仁・景行・成務三天皇の三代在位年数は97年ということになる。

ここで検証しようとしているのは、この97年が妥当な数値なのか、あるいはそうでないのか、という点である。検証の手順を説明しよう。まず、記紀の崩年が信用できる古代天皇（允恭天皇）から昭和天皇にいたるまでの、すべての天皇の崩年（厳密には退位年）を基礎データとし、連続三代の在位年数をくまなく算出する。その結果をグラフ化すれば、天皇の三代在位年数の実態が歴然とする。図1がそれである。

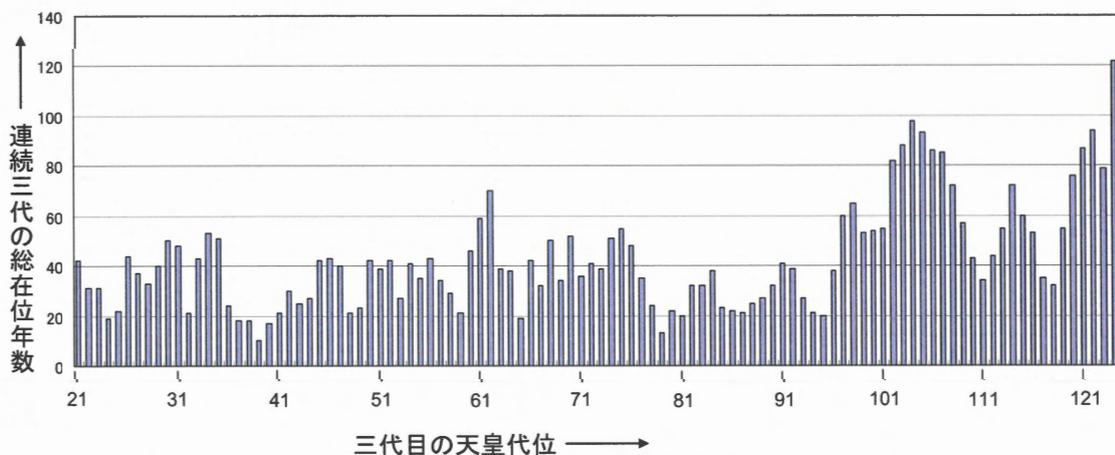


図1 連続三代の在位年数集計

この棒グラフの見方であるが、たとえば、明治・大正・昭和の連続三代を例にとると、この三代の在位年数122年を昭和天皇（124代目）が代表する年数として「棒」の高さを決めている。1代くり上げた、孝明・明治・大正の三代の在位年数79年は、大正天皇（123代目）が代表する年数とするのである。もっとも古代には、雄略天皇（21代）が代表する、允恭・安康・雄略三代の在位年数42年が、最左端の「棒」の高さになっている。

このグラフをみれば、問題は一目瞭然であろう。たしかに、室町時代末期～安土桃山時代、および江戸時代末期以降には、三代在位年数が、100年近い年数になる事例（明治・大正・昭和の三代は100年を超える）もあるが、すくなくとも、醍醐天皇（60代）以前の古代にはまったくない。長くても、40年前後だということは一見してわかる。

そこで、笠井氏の年代観から導かれる、成務天皇（13代）が代表する垂仁・景行・成

務三代の在位年数97年はどうだろうか。答えは明白だ。ありえない年数といわねばならないだろう。すなわち、笠井氏が採用した戊寅年=258年という年代観は、図1にしめされる三代在位年数集計結果から推してまず成立しえないことが判明する。

318年説

戊寅年=318年説は、三角縁神獸鏡の同範鏡分有仮説にもとづく邪馬台国畿内説で有名な小林行雄氏をはじめ、多くの考古学者や古代史家が長年にわたり採用してきた、いわば「定説」に近い西暦換算である。これについても、数理的な検討をくわえてみる。

まず、結論からいうと、古事記の編者は、本来崇神天皇の崩年を318年よりはるかむかしに想定していたはずである。これは、以下のように、古事記の文脈を数理的に点検することによって明らかになるのである。

古事記によれば、崇神天皇は168歳で崩御とある。つづく垂仁天皇は153歳、景行天皇は137歳、成務天皇は95歳である。一方、表1から、成務天皇の古事記崩年は355年である。天皇の系譜から、崇神天皇の曾孫である成務天皇が、95歳で崩御したとすると、崇神天皇の崩年318年には、すでに58歳だったことになる。

崇神天皇が崩御してから成務天皇が崩御するまでの期間は、表1から計算すると37年間である。この“わずかな”期間内に、それぞれ153歳、137歳、95歳で崩御した垂仁、景行、成務の3天皇が、つぎつぎ即位し在位したことになる。すくなくとも、垂仁天皇と景行天皇は、100歳を超えてから即位した計算になるだろう。

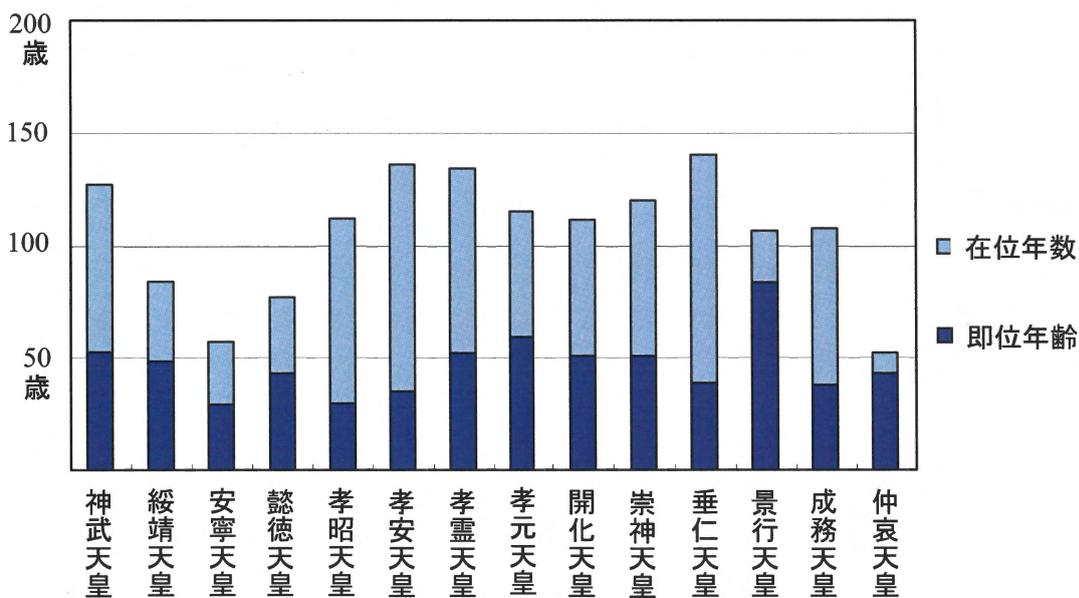


図2 日本書紀における古代天皇の年歴一覧

153歳といった長い寿齢は、いまでいえば装古操作だが、編纂時には「大むかしの天皇は長寿だった」という設定が異常とは認識されなかったからである。しかし、すくなく

とも2人の天皇が引き続いて100歳を超えてから即位するなどという事態は、あきらかに異常である。

日本書紀では、初期の天皇にあっても20歳前後で皇太子になり、30～60歳ぐらいで即位したと記述しているケースがふつうである。図2に、日本書紀に記載されている古代天皇の即位年齢と在位年数を表示した年歴グラフ（棒の高さは天皇の寿齢になる）を掲げている。もちろん、100歳を超えて即位するような年歴の組み立ては行われていない。

古代天皇の年歴（いつ即位し、何歳まで在位したか）は、古事記・日本書紀ともに、編者がいわば「創作的に」組み立てているものとおもわれるので、古事記編者にしても、2人の天皇が100歳を超えてから即位するというような“非常識”なシナリオを想定していたとは、どうてい考えにくい。

153歳というような長い寿齢を設定している理由は、長い在位年数を確保したいという編者の構想のあらわれであって、決して即位年齢を異常なまでに高齢にしようと意図したものではないはずである。100歳を超えるような高齢で即位し、ごく短期間しか在位しなかった、というようなシナリオを編者は描かないだろう。

こうした矛盾は、そもそも、戊寅年＝318年とする換算から発生するわけであって、古事記の年代記述が不完全であるため、一見、数値的に歴然とした矛盾にはみえないが、編者の本来の認識とはあきらかにちがっているはずである。もし、垂仁天皇と景行天皇の2人が、日本書紀が描いている古代天皇たちの年歴の「シナリオ」（図2）から類推して、50歳程度で即位したとしてみれば、戊寅年を318年よりも、すくなくとも120年、あるいは180年くり上げて換算しなければならない計算になる。

つまり、もし、古事記の年代記述が完全ならば（編者の構想が明確に記述されているならば）、おそらく崇神天皇崩年は2世紀中の戊寅年になったはずである。戊寅年＝318年説は、このように古事記の文脈上、重大な矛盾をはらんでいることがわかる。

表1における、末松換算によって与えられた崇神天皇以下数代の天皇の古事記崩年（西暦年）についても、文脈を無視して、崩年干支だけをピンポイントでとりあげ、近年の年代観にあうように西暦年をあてはめただけの産物とみなさざるをえない。古事記編者の意図とは、あきらかにちがっているはずだ。これは、日本書紀の崇神天皇崩年干支・辛卯年に対して、文脈を無視して、たとえば4世紀中の331年にあてることとまったくおなじである。

5. むすび

末松換算は、さきにしたように、信頼できる推古天皇崩年・戊子年＝628年を起点として、順次遡上しながら古事記崩年干支に西暦年を割りあてていったものであることから、推古天皇に近い天皇については、ある程度の信頼性はあると考えられる。実際、表1で、日本書紀崩年（西暦年）と比較してみると、多少の誤差をゆるせば、允恭天皇あたりまで両書の崩年は数値的にほぼ一致している。ひとつの判断として、この辺までは、末松

換算による西暦崩年がほぼ信頼できるとみなすことができよう（どちらかといえば、日本書紀崩年の方が信頼性が高いと考えている）。

一方、崇神天皇の崩年については、表1の古事記崩年318年と日本書紀のそれを比較してみると、日本書紀があまりにも荒唐無稽な数値（紀元前30年）であるため、対照的に318年に妥当性があるようにみえる。

たしかに、318年は、数値としてみれば、日本書紀崩年より“まし”であるが、これを真値と断定できる根拠はまったくないばかりか、それを崇神天皇の崩年とすれば、さき書いたように、古事記の文脈上、あきらかな矛盾をひきおこすことになるのである。

すなわち、笠井新也氏が採用した崇神天皇崩年・戊寅年＝258年が、三代在位年数からみて、とうてい成立しえないことを前節であきらかにした。

258年説は、このように現代の合理的な視点からみ成立しえないし、一方の318年説は、前述のように古事記の文脈上あきらかな矛盾をひきおこしている。深刻なディレンマである。この解決不能のディレンマの原因をつきつめると、結局、崇神天皇崩年を「戊寅年」とする前提にあるとしか考えられない。井上光貞氏は、崇神崩年干支・戊寅年を「信用できない」と述べている[4]。その根拠を明らかにしてはしていないが、老練な歴史学者の直感力がはたらいた結果と推測している。

筆者の見解としては、こうした払拭できそうにない疑念のある古事記崩年干支に頼らず、まったくちがった角度から、日本古代のキーパーソンである崇神天皇の崩年を決定していく必要があると考えている。その具体的方法として、すでに崩年モデルによる推定法を提案している[5]。さらに、崩年モデルを用いた天皇崩年の詳細な数理的検討を通じて日本古代の年代軸を再構成し、新たな視点からの邪馬台国論を試みている[6]。

【参考文献】

- [1] 和田萃『大系日本の歴史2—古墳時代』、小学館、1987.
- [2] 末松保和『日本上代史管見』、(自己出版)、1963.
- [3] 笠井新也「卑弥呼即ち倭迹迹日百襲姫命(1)」、『考古学雑誌』、14巻7号、1924.
- [4] 井上光貞『神話から歴史へ(日本の歴史1)』、中央公論社、1965.
- [5] 小沢一雅「崇神天皇の崩年はいつごろか—崩年モデルによる数理的検討—」、第13回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」論文集、pp.113-120、2007.
- [6] 小沢一雅『卑弥呼は前方後円墳に葬られたか』、雄山閣、2009.